



町からみなさんへの大切なお知らせです。



第3号被保険者の配偶者が会社を退職したとき / 配偶者の扶養から外れ、第2号被保険者にも該当しないとき / 離婚したとき	第3号 → 第1号 (町役場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資格喪失証明書 (扶養から外れた日が確認できる書類)</li> <li>● 年金手帳</li> <li>● 印鑑</li> </ul>
第1号被保険者で、より多くの年金受給を希望するとき	付加年金の加入※ 毎月の保険料 プラス 400 円 (町役場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年金手帳</li> <li>● 印鑑</li> </ul>
	国民年金基金の加入※ 口数制 (福島県国民年金基金 Tel.0120-65-4192)	左記に問い合わせください
第1号被保険者で、学生、または経済的な理由などで保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例申請 ※毎年申請が必要 (町役場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学生証の写しまたは在学証明書 (原本)</li> <li>● 年金手帳</li> <li>● 印鑑</li> </ul>
	保険料免除・納付猶予申請 ※毎年申請が必要 (町役場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年金手帳</li> <li>● 印鑑</li> </ul> ※失業を理由に申請される場合には、退職年月日の確認できる書類 (離職票・雇用保険受給者証の写し)
第1号被保険者で、住所や氏名が変わったとき	住所や氏名の変更届書 (町役場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年金手帳</li> <li>● 印鑑</li> </ul>
第2号・第3号被保険者で、住所や氏名が変わったとき	住所や氏名の変更届書 (勤務先 ※第3号被保険者は、配偶者の勤務先)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年金手帳</li> <li>● 印鑑</li> </ul> ※その他、勤務先により提出書類が異なります。

### 後期高齢者医療制度について

問 保健福祉課 国保年金係 (内線 1405)

#### ■これから75歳になる方 (手続き不要)

75歳の誕生日から、後期高齢者医療制度の被保険者になります。誕生日の2週間前までに後期高齢者医療被保険者証 (ピンク色) を郵送します。役場の封筒ではなく「福島県後期高齢者医療広域連合の茶色の封筒」が届きますので誤って捨てることのないようお願いします。

■65歳から74歳までの方で、一定の障がいをお持ちの方 (要申請)

申請により、福島県後期高齢者医療広域連合から認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

なお、従前の医療保険と比較して、一部負担金や保険料において移行によるメリット・デメリットがありますので、担当までご相談ください。  
(対象となる障がい)

- ①障害基礎年金の1級または2級受給者
- ②身体障害者手帳の1級から3級所持者
- ③身体障害者手帳4級のうち、音声言語機能障がい、下肢障害の1号、3号、4号所持者
- ④精神障害者保健福祉手帳の1級または2級所持者
- ⑤養育手帳の障害の程度がA (重度) 所持者

#### ■保険証について

保険証は、1人に1枚交付されます。今年はオレンジ色の保険証を交付しています。

保険証は毎年8月1日に一斉更新し、翌年7月31日までの1年間の有効期間となります。有効期限が切れる前に (毎年7月下旬ごろ)、「福島県後期高齢者医療広域連合からの白い封筒」でお手元に届くように郵送します。

被保険者本人が郵便物の管理が困難な場合には、家族あてに郵送する送付先変更の方法もありますので、希望する方は担当までご相談ください。

### 国民健康保険医療費はがきのお知らせ

問 保健福祉課 国保年金係 (内線 1406)

かわまたオレンジカフェ (第7回) を開催します。春のオレンジカフェにいらっしやいませんか。

オレンジカフェは認知症になっても安心して暮せるために、本人や家族、地域の方、介護の仕事に携わっている方などの交流の場です。気軽に参加してください (参加は自由、申し込み不要です)。

■日時 3月22日 (休) 午後1時30分～3時

■場所 かわまたの森 (字八反田 3-2)

■参加費 100円 (お茶菓子代)

### 平成30年度 国家公務員 「国税専門官採用試験」 (大学卒業程度) のお知らせ

仙台国税局では、バイタリティーあふれる国税専門官を募集しています。国税専門官は、国の財政を支える重要な仕事を担い、税務署等において、調査・徴収・検査や指導などを行う税務のスペシャリストです。

◇受験申込受付期間 (インターネット申込み)

平成30年3月30日から4月11日まで (国家公務員試験採用情報 NAVI (<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>))

◇試験に関する問合せ先

仙台国税局人事第二課022-263-1111 (内3236)  
詳しくは・・・



国税専門官

検索



## 国保・医療・国民年金



国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金の手続きに個人番号（マイナンバー）が必要になります！

### ■ 確認のために持参していただくもの

- ①番号確認 対象者（国民健康保険は世帯主と対象者両方）の個人番号カードもしくは通知カード
- ②来庁される方の本人確認 来庁される方の顔写真が入っている運転免許証などの官公署から発行された証明書1点もしくは、顔写真が入っていない被保険者証、介護保険証などの公的機関から発行された証明書2点
- ③代理権の確認 ※本人以外の方が来庁する場合  
対象者本人の被保険者証、年金手帳、委任状（別世帯の方が申請する場合）などの代理権が確認できる書類

### 「こんなとき」は国保の届け出を！

問 保健福祉課 国保年金係（内線 1405）

春は異動の多い時期です。下の表に該当する異動があったときは、異動のあった日から14日以内に、国保年金係まで届け出をしてください。自動的に切り替わりません。変更があったときは、必ず手続きをお願いします。

こんなとき	届け出に必要なもの
国保に入るとき	他市区町村から転入してきたとき ・前住所の転出証明書 ・印鑑
	職場の健康保険などを脱退したとき ・健康保険資格喪失証明書 ・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき ・健康保険資格喪失証明書 ・印鑑
子どもが生まれたとき ・直接支払制度合意文書 ・印鑑・出産費用明細書	
国保をやめるとき	他市区町村へ転出するとき ・保険証 ・印鑑
	職場の健康保険に加入したとき ・国保と職場の保険証 ・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき ・国保と職場の保険証 ・印鑑
国保加入家族が死亡したとき ・保険証 ・印鑑	
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき ・保険証 ・印鑑
	世帯が分かれたり一緒になったりしたとき ・保険証 ・印鑑
	保険証をなくしたときや、汚れて使えなくなったとき ・使えなくなった保険証・印鑑 ・顔写真入りの身分証明書
修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき ・保険証 ・印鑑・在学証明書	
その他	交通事故で第三者（他人等）から傷害を受けたとき ・保険証 ※届出をしないと健康保険は使えません。標記担当窓口にご相談ください
	入院などで高額な医療費がかかりそうなとき（限度額適用認定証） ・保険証 ・印鑑

### 国民年金の届け出は正しくお早めに

問 保健福祉課 国保年金係（内線 1405）

問 東北福島年金事務所（Tel 535-0141）

国民年金被保険者のみなさん、現在ご自分が国民年金の何号に加入しているかご存知ですか？加入の種類は下記の1号・2号・3号の3種類です。就職、退職、結婚などライフスタイルの変化等によって加入の種別が変わるときには、届け出が必要です。

国民年金は、将来自分が受け取る「老齢年金」はもちろん、若くして障害の状態になったときの「障害年金」やお子様を残して一家の大黒柱が亡くなった際の「遺族年金」などもしもの時に年金が受けとれないことを防ぐため正しい届け出と納付をお願いします。

### ■ あなたは何号に加入していますか？

#### 【1号被保険者】

20歳から60歳までの自営業者・自由業者・農林漁業者・無職などの人と、その配偶者、学生（第2号と第3号被保険者に該当しない人）。

※町役場に加入の届け出が必要です。

#### 【第2号被保険者】

厚生年金や各種共済年金の加入者。

※勤務先で加入の届け出を行います。

#### 【第3号被保険者】

厚生年金や各種共済年金の加入者（第2号被保険者）に扶養されている20才から60才の配偶者。

※配偶者の勤務先に加入の届け出が必要です。

### ■ こんなときは国民年金の届け出を！

こんなとき	届け出の種類（届出先）	届け出に必要なもの
自営業・自由業者・農林漁業者・無職の方／学生が20歳になったとき	未加入 → 第1号（町役場）	● 国民年金資格取得届書（日本年金機構から郵送） ● 年金手帳（すでにお持ちの方） ● 印鑑
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	未加入 → 第3号（配偶者の勤務先）	● 年金手帳（すでにお持ちの方） ● 印鑑
第2号被保険者である配偶者の扶養に入ったとき	第1号 → 第3号 または 第2号 → 第3号（配偶者の勤務先）	● 年金手帳 ● 印鑑
第2号被保険者が60歳になる前に職場を退職したとき	第2号 → 第1号（町役場）	● 資格喪失証明書（退職年月日が確認できる書類） ● 年金手帳 ● 印鑑